

# 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 5号

発行：08年04月15日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL：http://www.asahi-net.or.jp

さくらの花が咲きほこる中を初々しいピッカピッカの小学校新一年生が、ご両親に手を引かれ入学式に出席するため、我が家の前を胸を張って通り過ぎて行きました。希望にあふれご両親との会話は声を弾ませ聞いていた私もつい笑みをこぼしていました。

その直後、2~3機の艦載機がどこへ行くのか轟音をまき散らして北の方角に飛び去って行きました。この瞬間私は「先ほどの新一年生たちはこれから何十年にもわたって、この爆音に悩まされて生きて行かなければならないのかなあ〜」と思わずにはいられませんでした。私達、第四次爆音訴訟原告はこれら子どもや、これから生まれてくる子ども達に「爆音のない静かな空、墜落などの不安や恐怖をなくして本当に平和な生活が出来る環境を残してやらなければならない義務が有ると思います。

追加提訴に参加の原告も924人を数え、総計7,054人という全国基地訴訟では最大の原告団となりました。

追加提訴日、第一回口頭弁論(公判)日も決まり、これからのいよいよ「爆音訴訟」の本番です。永い道のりですが子や孫たち、残念ながら原告になれなかった方々のためにも「訴訟勝利！」に向かって力を合わせて頑張りましょう！

## 第1回口頭弁論 日程が決まりました 5月12日(月) AM10:00~12:00 横浜地裁101号法廷

12月17日提訴以来公判に向けて準備を進めて来ましたが、「第1回口頭弁論期日(第1回公判日)」が決まりました。

5月12日(月) AM 10時から12時に横浜地裁101号法廷で行われます。いよいよ「第四次爆音訴訟」は「被告・国」を相手に、私達の永年にわたる悲願である「平和で、静かな空」を取り返す闘いがスタートします。

裁判所と被告・国に私達原告の思いをアピールするためにも、多くの原告(100人以上)の参加・傍聴をお願いします。

当日の行動日程は次の通りです。(時間厳守をお願いします)

- 9時00分 JR・関内駅前広場(横浜市役所側) 集合  
(支部ごとに集合してください・支部プラカードを立てます)
- 9時15分 JR・関内駅 出発  
(隊列を組んで地裁まで行進します)
- 9時30分 横浜地裁前
  - ・弁護団、陳述人激励
  - ・全国基地訴訟弁護団紹介
  - ・傍聴券(前半傍聴人)配布
  - ・入廷
- 10時00分 開廷
  - ・弁護団弁論
  - ・全国基地訴訟弁護団弁論
- 11時20分 休憩 原告傍聴人(後半傍聴人)入替
- 11時30分 再開
  - ・原告陳述 藤田团长  
大塚 力さん(藤沢)  
小川 誓順さん(町田)  
富樫シヅエさん(大和)  
\*陳述の順番は未定です

- 12時00分 閉廷  
.....「エル プラザ」に移動 .....
- 12時20分 報告集会
  - ・团长挨拶
  - ・弁護団「本日の弁論について」  
「今後の裁判の進行」
  - ・陳述原告感想報告
- 13時00分 解散 (昼食は解散後各自でお願いします)  
以上

原告の皆さんへ  
傍聴には積極的にご参加下さい。  
ご参加の方は各区支部長・幹事  
さんへご連絡下さい。



## 原告7,000名を突破！

追加提訴日は4月21日(月)午前10時~

追加提訴計		12月提訴		合計	
世帯数	申込人数	世帯数	申込人数	世帯数	申込人数
322	924	2,136	6,130	2,458	7,054

追加原告が確定し、追加提訴日が決まりました。3月末日まで原告の皆さんのご協力を得て、追加原告の募集を行って来ましたが、最終的に上表のように924人の方々に追加申し込みをいただき、総計 7,054人という、基地訴訟では最大の原告団となりました。このほかに残念ながらコンター外や居住区域が準工業区域・商業区域ということで、原告になれなかった方が多数居られます。この方々のためにも、「訴訟絶対勝利！」に向けて力を合わせて頑張りましょう！

尚、横浜地裁への追加提訴日は、4月21日(月)AM10時に決まりました。

当日の行動日程は次の通りです。大勢の方々の参加をお願いします。参加いただける方は、各支部長・幹事さんまでご連絡をお願いします。

- 9時30分 JR・関内駅前広場(横浜市役所側) 集合
- 9時45分 JR・関内駅 出発 (隊列を組んで行進)
- 10時00分 横浜地裁前 小集会 (团长・弁護団挨拶)
- 10時15分 提訴状提出 (团长・弁護団・追加原告代表2名)
- 10時30分 解散

### 原告の声 No 1



#### 基地がなくなるまで頑張るぞ!!

私は町田市金森に大田区から移り住んで40年になる、住んでまもなく町田駅近くの商店街に米軍用機が落ちて大きな被害が出たことを聞いた。そんな近くに基地のあるのを知らなかった。今でも住宅の上を軍用機が飛んで(特に編隊飛行)いるのを見ると落ちたら心配になる。

爆音ははうるさいと思いがながら“我慢”していたが、機会があり基地爆音の抗議集会に参加し、デモ行進中にジェット戦闘機がごう音をとどろかせて頭上を通過したときの驚き、威嚇されている感じ。思わず耳を塞いだけど、お腹がブルブル、内蔵が踊っている様だった。これを連続やられたらたまったものじゃない。怒らなければと決意し、基地包囲運動などに参加するようになった。基地がなくなる迄頑張るぞ!!

町田市在住・木原 義之

【原告・市民の声を掲載してきたいと思いますので投稿宜しくお願い致します】

## ～第四次訴訟・訴状解説～

昨年12月17日、第四次厚木基地爆音訴訟について横浜地裁に提訴しましたが、その際に提出した文書が「訴状」です。

訴状は、どのような判決を裁判所に求めるのか（「請求の趣旨」）、その根拠はなにか（「請求の原因」）という原告の請求の骨組みを明らかにするもの。

今回、民事訴訟のほか行政訴訟も提起しましたが、以下は民事訴訟を中心に説明します。

この訴状は通常のものよりはるかに分厚いもので、本文だけで民事訴訟の訴状は42頁にのぼり、目次、目録、表をすべて合わせると260頁を超えます（行政訴訟の訴状は本文57頁）。



### 1 第四次訴訟で訴えている核心部分（「請求の趣旨」）

#### ～①飛行機を飛ばすな ②爆音について損害賠償を払え～

民事訴訟では、この①②の2点、行政訴訟では①を求めています。

まず、飛行差し止め。午後8時から翌日8時までの離着陸等の差し止め、それ以外の時間でも70ホン（A）を超える航空機騒音の差し止めを求めています。

訴状に貼る印紙代が膨大になってしまうため、この点の民事訴訟原告は58名の人にしぼりました。この原告の人々は、差し止めの全原告の悲願を達成するための代表者です。

次に、損害賠償。「国家賠償訴訟」という形で、国に対し爆音被害による損害の賠償を請求しています。

訴状では、これらの請求を裏付ける主張（「請求の原因」）として、厚木基地の概要、被告による侵害行為、原告らの被害（被害の重大性、生活破壊、睡眠妨害、精神的苦痛・墜落の恐怖、身体的被害、乳幼児の発達に対する影響、療養の障害）、被告の責任などを述べています。

### 2 ①（飛行機を飛ばすな）についての争点

第一次訴訟で最高裁は自衛隊機について、民事訴訟としての請求は不適法として、門前払い。しかし行政訴訟手続で請求できることまでは否定しませんでした。そこで、今回の第四次訴訟では、従来の民事訴訟による差し止め請求に加え、新たに行政訴訟を提起しました。狭み撃ちにして、最高裁の逃げ道を塞ぐという戦略です。

行政訴訟は、58名の原告。①夜間の運航、訓練飛行や騒音評価単位が一定レベル以上になるような自衛隊機の運航差し止め、②防衛大臣において、米軍に、夜間飛行や騒音評価単位が一定レベル以上になるような米軍機の運航のための滑走路等の使用や目的外使用を認めないことを求めています。

また、米軍機の差し止めについて、第一次訴訟最高裁判決は、国に米国の行為を止めると要求する権限がないとして請求を否定。この点、訴状は、政府統一見解や国会答弁等からみても、国は米軍の使用についてその都度判断する権限があると指摘しています。

### 3 ②（爆音についての損害賠償を払え）についての争点

原告は騒音にさらされ被害を受けているのか、騒音の違法性があるか（我慢の限度＝受忍限度を超えているか）、「危険への接近」の理論の適用があるのか（住民が騒音地域であると知りつつ住んだのだから損害賠償は減額されるべきということになるのか）、防音工事による被害の変化をどうみるか等が問題となるでしょう。

### 4 今後の流れ

訴状に対して、国は答弁書を提出しなければなりません（答弁書は原告の主張事実があるか、反論はなにかを被告が明らかにするものです）。これに対してこちらは書面（準備書面）

でさらに再反論をし、国はまた書面で主張をするということになります。そして、争点（争いのポイント）を裁判所が整理した後、証人調べ等が行われます。

書面による証拠（書証）は、随時提出。そして裁判所に実際の爆音を聞いてもらうために現地検証を求めます。研究者による騒音調査など、被害のひどさを訴える工夫も考えています。

### 5 最後に（原告の皆さんへの要望）～一緒に裁判を勝ち抜くために～

「裁判は弁護士任せ」では勝てません。この裁判の勝敗を決するのは、最後は、「原告の被害をどれだけ裁判所にしっかりと伝えられるか」です。ですから、裁判に勝つには、原告の皆さん一人一人の参加が不可欠なのです。ぜひ、毎回傍聴席を原告で埋め尽くし、この裁判の重みを裁判官に理解させましょう。

また、腰の重い裁判所を動かすには、世論の力も必要です。たくさんの方が参加・結集し、基地騒音被害についての問題を大きく展開していけたらと思います。弁護団も、この裁判を勝ち抜くために頑張ります。今後とも、宜しくお願い致します。

## 『厚木』と『岩国』を結ぶ集い

### 井原前岩国市長を囲んで

「いま以上の基地強化、空母艦載機の移駐は認められない」。井原さんはそう訴えて「国」を相手に闘ってきました。2月の市長選では残念ながら敗れましたが、私達に「勇気とパワー」を与えてくれました。その井原さんを迎えて、去る3月28日（金）大和市渋谷学習センターで“『厚木』と『岩国』を結ぶ集い”を開催しました。講演で井原さんは「移駐反対や、市長選では厚木基地周辺の方々に励ましをいただいた。市庁舎建設の国からの補助金の凍結や岩国基地の滑走路沖合移転は、今回の米軍再編とは全く無関係で、市民の声を無視する形で計画を一方的に押しつける国のやり方は問題だ。あきらめずにガンバロー」と今後の連携を語った。

なお、岩国では現在「騒音訴訟の立ち上げ」を準備中で、その支援を我々訴訟団に要請されています。私達は同じ苦しみを強いられている岩国の方々を力強く支援していきます。



## 第四次訴訟団主な行動

2008年

- 1月16日 大和市基地対策協議会
- 27日 訴状内容勉強会（桜森コミュニティセンター）
- 31日 岩国・井原さん応援をする集い（上大岡ウイニング横浜） 斎藤事務局長連帯挨拶
- 2月 1・4・6・8・12・14・日追加提訴説明会
- 2・3 岩国市長選応援
- 7日 役員会
- 9日 訴状内容勉強会（大和生涯学習センター）
- 16日 弁護団・陳述書チェック
- 17日 弁護団・陳述書チェック
- 19日 21・25・27・29・追加提訴説明会
- 23日 弁護団・陳述書チェック
- 3月 2日 岩国爆音訴訟説明会（斎藤英・野口）出席
- 7日 事務局会議
- 14日 弁護団会議
- 17日 追加提訴原告確定
- 19日 拡大三役会議
- 25日 追加提訴目録作成
- 28日 厚木と岩国を結ぶ集い（渋谷学習センター）
- 4月 1日 拡大役員会議